２　子ども・子育て政策を強力に推進するための提言

令和５年度は、４月のこども家庭庁設置やこども基本法施行をはじめ、１２月にはこども大綱やこども未来戦略等が決定されるなど、子ども・子育て政策を巡る大きな転換期となった。

一方で、本年４月、民間の有識者グループが公表したレポートを受けて、子ども・子育て政策は時間との勝負であることが改めて浮き彫りとなった。

子ども・子育て政策を強力に推進するためには、適切な役割分担のもと国と強力に連携し、従来の施策にとどまらず、労働・雇用政策や地域交通、まちづくりなど幅広い観点から、全てのライフステージにおいて全ての子ども・若者や子育て世帯に対する子育て支援策を講じていくことが重要である。

子どもや若者、子育て当事者はもとより、全ての人が将来にわたって幸せに生活を送ることができる社会となるよう、子ども・子育て支援施策の多くを担う地方としてもしっかりと役割を果たす決意であり、特に以下の項目について対策を講じられたい。

記

１．子ども・子育て政策の早期かつ着実な実施について

・　こどもまんなか実行計画の策定・実施・評価に当たっては、実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換を行うなど、真に実効性ある取組が早期かつ着実に展開できるよう、地方の意見を反映するとともに、ＰＤＣＡサイクルにより各施策の不断の強化・改善を図ること。また、国におけるＰＤＣＡサイクルによる各施策の見直しを踏まえ、地方において取組の検討・実施ができるよう、都道府県・市町村別データの収集・提供を行うこと。

・　子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなることから、全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置すること。また、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

・　こども・子育て支援加速化プランを支える安定的な財源確保のための子ども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。また、子ども・子育て支援納付金について、低所得者の過度な負担増とならないよう、国による十分な財政措置を行うとともに、制度導入に伴うシステム改修費等の必要な経費についても、財政的支援を講じること。さらに、歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すること。

・　子ども関連政策の一元化により、障害児者支援などの取組において省庁間のいわゆる「縦割り」の弊害が生じないよう、緊密な連携を図るとともに、こども家庭庁が積極的に関与すること。

２．子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革について

・　こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなかの社会環境づくりに向けて、子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知啓発等を行うこと。また、子どもの意見表明に係る環境整備や民間の設備設置等に係る補助の充実等、地方が行う取組への支援を強化すること。

・　男性は仕事、女性は家事・育児といった固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となることが、子ども・子育てにやさしい社会づくりの礎になると考えられることから、行政、医療、教育、経済、政治分野をはじめ、社会全体の意識改革に国を挙げて取り組むこと。

・　価値観やライフスタイルが多様化する中で、子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、家庭生活や家族の大切さについて考える機会をつくるとともに、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に適切な判断ができるよう、発達段階に合わせたライフプランニング教育やキャリア教育、プレコンセプションケア、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に対する理解促進を全国的に進めること。

・　「こどもまんなか社会」及び共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育を推進するため、全国的な気運醸成を進めること。

・　社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について、理解を深めるための周知啓発等を行うこと。また、子どもたちが社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育むため、安全で安心して過ごせる子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域の実情や多様な支援ニーズに応じた独自の取組に対して安定的かつ十分な財政措置を講じること。

・　子どものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化するため、子ども・若者が自由に移動できるよう、公共交通の維持・活性化やノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援を推進すること。

３．多様な働き方や妊娠・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境等の整備について

・　長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進、不妊・不育症治療に係る休暇制度の創設など、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成や、妊娠・子育て等と仕事を両立することができる仕組みを構築するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済支援制度を創設すること。

・　育児休業の更なる取得促進と育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金について手取りで１０割相当となる給付期間の更なる延長を図ること。

・　正規雇用労働者と比べて賃金が総じて低く、経済的に不安定な立場にある非正

規雇用労働者が結婚や出産に踏み切れるよう、正規雇用化に向けた地方の取組への財政的支援を行うこと。

- 若い世代の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方を広げ、地方においても若い世代、とりわけ女性が活躍できる環境を整備するため、地域資源を起点とした新たな雇用機会の創出等を進める地方に対して必要な支援を行うこと。
- 空き家への改修費助成等による利活用支援の強化など、子育て家庭に向けたゆとりある質の高い住宅の提供に繋がる地方の取組に対して支援すること。

４．出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化について

（１）出会い・結婚から子どもの誕生まで

- 国主導により、若い世代の結婚や、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる環境づくりを更に大胆に推進すること。特に、未婚化・晩婚化対策の重要性を明確に打ち出し、より一層支援の強化を図ること。
- 奨学金返還の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や地方自治体が行う奨学金返還支援制度への財政支援、過去の借入により返還が負担となっている方を支援する取組を充実すること。
- 地域少子化対策重点推進交付金制度について、複数年にわたり同一事業が対象となるよう、更なる運用の弾力化を図るとともに、補助対象となるメニューの充実、補助率の引上げ及び確実な予算の確保を行うこと。
- 結婚に向けた経済的不安を軽減するため、結婚新生活支援事業の所得要件の撤廃、補助対象経費の拡充及び補助上限額の引上げを行うとともに、都道府県主導型市町村連携コースの補助メニューを常設化すること。
- 不妊・不育症治療等について、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- 小児・ＡＹＡ世代のがん患者等に対する妊孕性温存治療に係る助成制度について、対象経費の拡大や助成上限額の引上げなど更なる充実を図ること。また、研究促進を目的とした事業であることを踏まえ、地方負担分の財政措置を行うこと。
- 妊婦支援給付金は、現金その他確実な方法により支払うものとされているが、デジタル地域通貨などを含めることを検討すること。また、クーポン等による給付に係る好事例の周知や事務費の支援だけでなく、実質的に各自治体で育児用品やサービス、クーポン等の給付が進むよう、独自に給付の上乗せをする場合の補助等、新たな具体的支援について検討すること。併せて、都道府県及び市町村における給付事務に要する経費について、引き続き、国において財政的支援を講じること。

（２）子どもの誕生から青年期まで

- 児童手当の拡充の実施に当たっては、現場が混乱することなく円滑な給付が可能となるよう、地方自治体の準備に必要な情報やスケジュールを早期に示すこと。
- 多子・多胎児世帯に有利な税制・保険・年金制度等を構築すること。

・　所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。また、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充を図ること。
・　就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する地方自治体への財政的支援を行うこと。さらに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。
・　学校給食費の無償化の実現に向けては、学校給食に関する地域の実態等を考慮し、国全体として負担の在り方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。
・　家庭の環境や経済状況に関わらず、子どもが希望する教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度や高等教育の修学支援新制度について、所得制限や支給制限の撤廃など支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国の責任と財源において確実に授業料の無償化を進めること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。また、高校生等奨学給付金の拡充等、教育費の更なる負担軽減を図ること。さらに、大学院段階での導入が予定されている授業料後払い制度について、学部段階での導入についても検討すること。
・　子ども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動や地域活動に対して積極的に支援すること。

５．子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上について

（１）妊産婦や子どもの安全・安心の確保

・　里帰り期間中も含め、全国のどこに住んでいても切れ目なく支援が行き届き、妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象疾患の拡大や新生児聴覚検査の公費負担による検査実施など、妊産婦や新生児、乳幼児への相談支援や検査・健診の全国一律の制度設計を引き続き行うとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。
・　心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア事業について体制整備支援や財政支援を含む制度拡充を図るほか、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。
・　かけがえのない子どもの命を救うため、予防のための子どもの死亡検証（ＣＤＲ）について、国において個人情報の収集や取扱い等の法令整備をした上で全国展開すること。その際、子どもを亡くした遺族の喪失感情に十分配慮するとともに、遺族の負担を増やすことがないよう、制度設計を行うこと。また、検証結果の分析・評価などの仕組みを構築し、地方において有効な予防策が講じられるよう、財政支援を含め取組を強化するとともに、ＱＯＤの視点から回避できない死についても検証を行い、必要な支援を行うこと。
・　災害時に妊産婦や乳幼児等に対して適切な配慮や支援が行われるよう、平時か

らそのポイント等について周知啓発を図ること。

・　子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版ＤＢＳ）の導入に当たっては、任意とされている者を含む子どもに直接関わる職に就く者や社会的養護に関わる者等の性犯罪歴をもれなく確認できるものとすること。また、不起訴処分（起訴猶予）や行政処分等についても照会対象となるよう、引き続き検討すること。さらに、加害者の更生や治療に係る支援を強化するなど、子どもの性犯罪・性暴力対策を総合的に推進すること。

・　共同親権の制度設計や具体的な運用に当たっては、地方自治体にとって大きな負担増とならないよう、実務レベルも含め基礎自治体と丁寧な調整や意見交換を行うこと。なお、地方自治体への負担が増える場合は、人員体制を担保する財政措置を講じるとともに、現場が混乱することなく円滑な制度が導入できるよう、地方自治体の準備に必要な情報やスケジュールを早期に示すこと。

（２）幼児教育・保育の充実等

・　人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するため、施設種別や設置者の別を問わず、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等のキャリアアップ研修の充実や研修受講に伴う代替職員の配置など、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ること。

・　保育士等の負担軽減を図りつつ、待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、年度途中の保育ニーズにも柔軟に対応できるよう、保育士等の他産業と遜色ない水準までの更なる処遇改善や、保育士修学資金貸付等事業の継続・拡充、潜在保育士の再就職支援等の推進、保育士等の離職防止のための職場環境の改善、保育現場の魅力向上につながるポジティブキャンペーンの展開等により人材確保を強力に進めること。また、経過措置を設けた上で、１歳児の職員配置基準の改善を早期に行うとともに、配置基準より多く保育士等を配置した場合の加算制度等を創設すること。

・　人口減少地域においては、利用児童の減少や物価高等により将来の施設運営を不安視する声があることから、地域特性に応じた持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、公定価格を見直すとともに、保育と児童発達支援の一体的な支援や保育施設の多機能化を図るための施設整備などの制度的・財政的支援の充実を図ること。

・　医療的ケアや障害、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもを保育所や幼稚園、認定こども園で安心して受け入れられるよう、看護師等の配置や施設改修等について施設種別による差異を解消するとともに、補助率の引上げなど更なる支援の充実を図ること。また、公定価格に看護師や調理員等の配置加算を創設・拡充するなど、保育所等における看護師等の配置促進に向けた財政措置を講じること。

・　障害児や発達障害等の診断には至らないものの継続して支援が必要な児童が増加傾向にあることを踏まえ、公定価格や補助対象等を見直すとともに、加配要件の緩和等、障害児保育への支援の充実を図ること。

・　保育所等における使用済みおむつの処分の推奨に当たっては、施設で適切な処分が行われるよう、処分費用を公定価格に含めること。

・　就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金について、全ての自治体の施設整備事業が確実かつ円滑に実施できるよう、早期の補正予算対応により令和６年度予算枠を確保するとともに、施設整備に遅れが生じないよう、実施設計の事前着手を認めるなど柔軟な対応を可能とすること。また、令和７年度当初予算編成に当たっては、各自治体の整備計画に支障を来たすことのないよう、十分な予算額を確保すること。併せて、各自治体が計画的に整備事業を実施できるよう、採択に当たってのルールを明確にすること。
・　児童福祉施設等の安全対策を推進するため、全ての施設の耐震診断費用を助成対象とするとともに、耐震改修費用の補助率の引上げや地方財政措置の拡充など、更なる財政支援を行うこと。
・　こども誰でも通園制度の実施に当たっては、全国一律の制度とせず、保育人材の不足等地域の実情に応じて、開始時期や対象児童の年齢、保育時間などに柔軟に対応できる制度設計とするとともに、市町村や施設が円滑に取り組めるよう、事業運営に必要な財政措置を講じること。
・　放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、国の責任において施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保すること。また、放課後児童支援員等の資質向上のための研修体系の整備や処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。さらに、小学校の長期休業期間における受入体制を確保するための財政支援を拡充すること。

（３）質の高い公教育の実現
・　教職員の勤務環境の改善及び教育の質の向上を図るため、教職員定数の一層の改善及び支援スタッフの配置の充実を図ること。特に、小学校の教科担任制を推進するための計画的な定数の拡充及び部活動指導員等の外部人材の活用に向けた財政措置の拡充を図ること。また、教員に優れた人材を確保するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法や学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨、教員の長時間労働の実態等を踏まえ、法改正を含め、教員の処遇を抜本的に改善すること。さらに、不登校やいじめ、特別支援教育などの学校全体の取組に中核的な役割を担う教員や学級担任など、職責や負担に応じた処遇の改善を行うこと。
・　子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、ＧＩＧＡスクール構想で整備された端末や校内外通信ネットワーク機器等の維持・更新及びＧＩＧＡスクール運営支援センターの設置・運営に係る費用について、国の責任と財源で確保すること。
・　義務教育においては、教員が児童生徒の確かな学力の育成やつまずきへの対応等に時間を十分確保できるよう、学習指導要領を見直すこと。

６．困難な環境にある子どもたちへの支援強化について
（１）多様な支援ニーズに応える支援基盤の充実
・　いじめや不登校などの困難な環境にある子どもたち、ヤングケアラーや医療的

ケア児、日本語指導が必要な子どもたちへの支援を総合的に推進するため、教育支援センターやＮＰＯ、フリースクールなど学校以外の多様な居場所や学びの場の整備・運営に対する支援を充実すること。その際、不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方について整理すること。また、加配の更なる拡充など児童生徒の支援に向けた教職員定数の一層の改善を図るほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

・　地方において子ども・若者やその家族等の状況に応じたひきこもり支援が行えるよう、十分な財政支援等を行うこと。

・　子どもの自殺対策を効果的に講じるため、子どもたちの特性及び地域の特性に応じた自殺実態の分析を進めること。また、分析結果も踏まえた多角的な視点での対策が必要となることから、子どもの自殺対策が更に進むよう、財政支援の充実を図ること。

・　児童虐待への更なる対応力強化に向けて、児童福祉司、ＳＶ職員や一時保護に従事する職員、市町村相談員等の専門的人材の確保及び育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。さらに、児童相談所と市町村や警察等の関係機関との連携強化に向けた取組への支援の充実を図ること。

・　児童虐待事案へのＡＩツールの導入に当たっては、過去の類似事例や対応の留意点を提示することで経験の浅い職員をサポートするなど、現場の課題や運用に対応した実効性の高いシステムとすること。また、児童相談所におけるＡＩ技術の活用に関しては、柔軟に活用可能な財政措置や先進事例の更なる共有等、地域の実情を踏まえて、業務効率化や対応力の向上に資する取組に広く支援を拡充すること。

・　社会的養育の一層の推進に向け、その必要性や里親制度等について、広く国民に周知するとともに、養育里親を育児休業制度の対象に含めることや、ファミリーホームの措置費を実態に見合うよう見直すこと等により、里親等の受け皿の拡充や運営基盤の安定化を図ること。

・　児童養護施設等の職員配置については、子どもの年齢及び小規模グループケアや地域小規模児童養護施設等のケアの形態により一律の基準が定められているが、子どものケアニーズ等を含め総合的に勘案し、適切な支援が行われるよう見直すとともに、子育て短期支援事業等に柔軟かつ積極的に取り組むことができるよう、基準単価の引上げ等、制度の改善を図ること。

・　社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。

・　児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、新たに小学生の学習塾費用を支援対象とすることに加え、高校生の学習塾費用についても実費での支援とするとともに、学習塾以外の習い事や大学生等多様な人との交流事業など

についても幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強化すること。

- 児童家庭支援センターの安定的な運営及び設置促進のための財政支援を拡充すること。
- 改正子ども・若者育成支援推進法に基づき、ヤングケアラーの支援を更に推進するため、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的かつ年齢で切らない支援体制の構築、相談しやすい環境づくり、支援者の育成・確保に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。
- 外国籍の子どもの就学状況を把握し、就学を促進するために必要な法整備を行うとともに、帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備拡充、教材等の開発に必要な措置を早急に講じること。とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、各都道府県の交付申請額に不足が生じないよう、十分な予算を確保すること。
- 非行少年等であって、更生保護や社会的養護等の各種制度の支援対象から外れる少年について、立ち直りを支援する制度を創設すること。
- 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援の充実のため、家族等のレスパイトに必要な短期入所事業所や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所の安定的な運営に十分な報酬水準を確保するとともに、多発する災害に備え、災害時における電源確保等必要な支援措置を講じること。
- ひとり親家庭や重度心身障害者等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

（２）多様な支援ニーズを有する子ども・若者や子育て世帯への支援強化

- 物価高による影響が特に大きい生活困窮世帯への生活福祉資金貸付について、支援の更なる拡充を図ること。
- 生活困窮世帯の子どもたちが夢や進学を諦めることがないよう、重点的に学習・生活支援に取り組むための十分な財政措置を講じること。また、団体等と連携した食事の提供など、子どもや子育て家庭に寄り添った更なる支援を行うこと。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援に対する財政支援を拡充すること。
- 母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の更なる増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の更なる増額及び支給額逓減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。